

## 「空き家対策」

全国で空き家問題が深刻化しています。平成 30 年の調査では、全国の空き家の数が過去最多となりました。長野県内では、約7軒に 1 軒が空き家という状況です。

なぜこんなに空き家が増えているのでしょうか？

「実家を相続したけれど、都会へ出た後戻る予定もなく放置してしまっている」「家の所有者が亡くなった後、相続登記がなされないまま所有者不明の空き家になっている」などの理由が考えられます。

放置された空き家は次第に老朽化し、野生動物が住み着いたりごみが不法投棄されたり多くのトラブルにつながります。

こういったトラブルを回避するために、危険空き家にならないよう適正に管理したり、空き家を誰かに使って貰ったりすることが重要になります。

空き家の管理が難しい、ということであれば民間事業者による管理代行サービスを活用頂くことも可能です。また、空き家を誰かに使用してもらいたい場合には、市町村が運営する「空き家バンク」や、民間の不動産会社を経由し、売却・賃貸が成立することもあります。

さらに、県では「あんしん空き家流通促進事業」を行っており、空き家を売買したい場合にインスペクション(住宅診断)費用と瑕疵保険料合わせて最大 10 万円を補助しています。空き家売却後に柱・壁・屋根・土台など住宅の重要な部分に欠陥が見つかった場合に補修費を保険金でまかなうことができます。

空き家に関するお悩みは、空き家の所在する市町村に御相談頂いたり、『長野県空き家対策支援協議会』の相談窓口等に御相談頂いたりすることが可能です。『長野県空き家対策支援協議会』の相談窓口では、空き家の管理や賃貸・売買、解体や利活用についてなど、様々な悩みに対応します。(連絡先のテロップ挿入をお願い致します。FAX:026-232-2588 TEL:026-235-0561 E-mail:n-shikai@avis.ne.jp)

地域の将来のために、みなさまのご協力をお願いします。